

東京都立秋留台高等学校いじめ防止基本方針

- 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）
 - (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあることを教職員が認識し、この問題に取り組む。
 - (2) 本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。また、発生した事案に対しては厳正に対応する。
 - (3) 家族や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努める。

2 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

3 いじめ防止のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

- ・ いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

イ 所掌事項

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の報告

ウ 会議

- ・学期に1回程度開催する。
- ・その他、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

エ委員構成

- ・校長、副校長、生活指導部主任、学年関係者、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーとし、その他必要に応じて校長が任命する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

- ・いじめ対策委員会に対して支援と助言を行い、いじめに対する対策を強化する。

イ所掌事項

- ・いじめ対策委員会に対する支援と助言を行う。

ウ会議

- ・年2回会議を開催する。また、学校いじめ対策委員会をサポートする必要性があると判断した場合には会議を適宜開催する。

エ委員構成

- ・校長、副校長、いじめ対策委員会、民生委員会、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認めるもの。

4 段階に応じた具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取組

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験学習等の充実を図る。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者ならびに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの対応や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、公務の効率化を図り、生徒と関わる時間を多くするように努める。

(2) 早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査 年2回
- ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年1回
- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行う。

① スクールカウンセラーの活用

② いじめ相談窓口の設置

- ・ 相談・通報のあった事案は、「学校いじめ対策委員会」を通して情報共有に努める。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) 早期対応のための取組

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて知事に報告し、教育委員会と協議の上、「学校いじめ対策会議」を設置し、迅速に調査に着手する。

5 教職員研修計画

教員一人ひとりが生徒の発達段階についての正しい理解を持ち、いじめ問題についての共通理解と指導力の向上を図るため、校内研修を年2回実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方針

- (1) 学校運営連絡協議会において本校生徒に関する情報の共有を図り、地域との連携を図る。
- (2) 平素の教育活動において保護者との信頼関係を確立するように努め、保護者とのコミュニケーションの円滑化を図る。
- (3) 保護者会等においていじめ問題についての意見を交換する機会を設け、家庭との連携を図る。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、少年サポートセンター等との適切な連携を図るため、情報共有体制を平素から構築する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

いじめに関係した生徒全員のプライバシーに十分配慮しつつ事実確認を進め、関係する文書・記録の保管についても配慮する。

全体を通しての確認事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること。

※運用は平成26年4月1日からとする。